

(公印省略)

介護第 0526004 号

令和 2 年 5 月 26 日

指定居宅介護支援事業所
地域包括支援センター 管理者様

宇佐市介護保険課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係るサービス担当者会議、
モニタリング等への対応方針（6月1日以降）について（通知）

平素から、宇佐市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
令和 2 年 4 月 10 日付け介護第 0410003 号において、感染拡大防止の観点から、サービス担当者会議等の特例的な対応方針を示しているところです。

今般、第 13 回宇佐市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、市主催の行事や市営施設等については、感染防止対策を徹底したうえで、一部を除いて 6 月 1 日から通常運営に移行する対応が示されたことを踏まえ、サービス担当者会議等の特例的な対応方針による取り扱いを 5 月 31 日までとします。6 月 1 日以降については、入念な手洗い、咳エチケット、3 密を避けるなどの感染防止対策を徹底したうえで、通常どおりのサービス担当者会議等の実施をお願いいたします。

なお、有料老人ホーム等の施設に入居中であり、施設の制限により面会ができない場合など、居宅介護支援事業所等の都合によらない理由でサービス担当者会議等が開催できないときは、サービス担当者会議等が開催できない「やむを得ない理由」に該当するものと考えられますので、基準に則った対応をお願いいたします。

担当：介護給付係 久保
電話：0978-27-8149（直通）